

## 令和2年度 夜間・早朝の活用による新たな時間市場の創出事業

### 公募要領

■ 公募期間

令和2年3月30日(月)～令和2年4月27日(月) 17:00(必着)

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 (担当:水野、南野、加藤)

連絡先:

電話 03-5253-8924(直通)

電子メール hqt-nighttime2020@mlit.go.jp

令和2年3月

- 本事業は、令和2年度 ナイトタイム等の活用による新たな時間市場の創出事業として実施するものです。
- 本事業は、令和2年度の単年度事業です。

## I. 令和2年度 夜間・早朝の活用による新たな時間市場の創出事業の概要

### 1. 背景・目的

訪日外国人旅行者の方々からは、訪日観光において、日中は見るものがあるが、夜間や早朝の時間帯に、どこに行けばよいか分からない、消費をしたいが場所が分からない、といった声が多く寄せられています。このようなご意見を踏まえ、観光庁では、平成29年9月に、『楽しい国 日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議を設置し、民間有識者からのヒアリングを行うとともに、平成30年3月に、夜間・早朝の有効活用を含む提言の取りまとめを行いました。

本提言内容を踏まえ、及び「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げられた2020年の訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円等の実現に向け、観光庁では、平成30年度及び令和元年度に「最先端観光コンテンツ インキュベーター事業」を実施し、その中で夜間の観光資源の開拓等に取り組むとともに、本事業によって得られた知見をナレッジ集([https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05\\_000119.html](https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000119.html))として取りまとめたところです。

「令和2年度 夜間・早朝の活用による新たな時間市場の創出事業」（以下「本事業」という。）は、これまでの『楽しい国 日本』の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議における議論や「最先端観光コンテンツ インキュベーター事業」のナレッジを踏まえた夜間・早朝における観光資源の有効活用に加え、文化庁・環境省と連携し、地域の博物館・美術館等や国立公園等における取組を活用した面的な夜間・早朝の魅力向上を図るものです。これらを通し、地域における夜間・早朝の訪日外国人旅行者の回遊性を高め、特に地方部における訪日外国人の旅行消費額の増加や長期滞在につなげることを目的としています。

現在、新型コロナウイルスに関連した感染症の拡大により、国内各地の観光関連産業が影響を受けています。状況が収束した後、一日でも早く国内外から多くの観光客に国内各地を訪れていただけるよう、この時期に、広く観光客を受け入れるための夜間・早朝の受入環境整備を着実に進めておくことが重要です。このような認識から、将来の反転攻勢のための基盤を整備するためにも、日本人旅行者による消費や宿泊を含め、国内外問わず需要を喚起する取組となることも期待し、この時期に、本事業における事業実施者を募集いたします。

### 2. 募集に当たっての留意点

本事業は、新たな時間市場の確立に向け、地域の関係者と連携してその実証を行う場の提供に協力いただける事業実施者を募集するもので、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものであり、当該調査に要する経費を国が負担するものです。また、国の調査事業であるため、得られた成果物の著作権等については、原則として国に帰属します。

また、申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供いたします。

さらに、本事業では、観光庁、文化庁若しくは環境省又は観光庁が委嘱する民間有識者から、事

業期間中に事業内容や必要経費等についてコーチング(改善指導等)を実施することがあり、これに伴って事業内容等を一部変更していただく場合があります。

本事業によって得られた成果については、事業終了後に事業報告書として取りまとめを行い、得られた知見等について広く横展開を行います。

なお、本事業は、特に地方部における訪日外国人の旅行消費額の増加や長期滞在を図る目的の事業であることから、東京都や大阪府以外の地域からの事業提案を優先的に採択いたします。

## Ⅱ. 募集内容

### 1. 応募主体

事業実施者は、次の(1)及び(2)の要件を全て満たすものいたします。

- (1) 原則として、地方公共団体及び民間事業者等が連携する組織や団体、協議会等(観光地域づくり法人(DMO)が含まれることが望ましい。)であり、次の「2. 募集対象事業」に示す取組が可能であること。単独の主体(地方公共団体、民間事業者等)が応募する場合であっても、他の主体との連携体制(観光地域づくり法人(DMO)が含まれることが望ましい。)が明確であること。なお、申請に当たっては、代表となる主体を応募団体とし、当該代表となる主体が、複数の応募を行うことは認めない。

- (2) 体制の構成主体に、次に掲げる団体が含まれていないこと。

暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体

### 2. 募集対象事業

訪日外国人旅行者に向けた新たな時間市場の創出を目的とし、地域における夜間・早朝を活用するための以下の創出事業を募集対象といたします。

- A. ①地域の美術館・博物館、文化財等、②地域の国立公園、温泉地等のいずれか又は①②双方と連携し、一定のエリア内において、複数のコンテンツで、夜間・早朝の活用を総合的に図る創出事業(以下「創出事業(A型)」という。)

- B. 「A.」の①や②と必ずしも連携を図るものではないが、地域における夜間・早朝の活用のため、次のテーマに基づいたコンテンツ整備等を行う時間市場の創出事業(以下「創出事業(B型)」という。)

- (a) 花見、花火、伝統的なお祭りなど、集客力が十分にあるものの、訪日外国人旅行消費が必ずしも大きくない伝統的イベントや地域密着のイベントにおいて、訪日外国人向けに新たな体験やサービスを提供し、経済規模を向上させるもの
- (b) 地域の空き家・古民家や商店街の空き店舗など、地域で現在稼働していない遊休施設を有効活用して夜間・早朝の活性化に取り組むもの
- (c) MICE の開催に伴って来訪する訪日外国人に向けて、夜間・早朝の活用に取り組むもの
- (d) 日本各地に存在する地域ならではの食や酒類を、訪日外国人向けの魅力的な夜間・早朝コンテンツとして地域で面的に活用するもの
- (e) その他、地域のコミュニティや今後成長が見込まれる若手人材を活用して、地域が一体となって訪日外国人向けの夜間・早朝の活用に取り組むもの

なお、創出事業の規模(国費による部分)については、令和元年度の「最先端観光コンテンツ インキュベーター事業(夜間帯を活用した観光コンテンツの造成)」における1事業当たりの上限額である15百万円(税込)を目安としていますが、採択件数の多寡や、採択過程における観光庁・文化庁・環境省及び民間有識者からのヒアリングの結果等を踏まえた上で、金額を調整させていただきます。

おって、「Ⅲ. 事業者の選定」の(2)及び(3)に示すポイントを踏まえ、本創出事業に関連する地域の取組との相乗効果の程度等により、令和元年度の事業規模を超えた金額とする場合があります。

#### 【創出事業(A型)の募集に当たってのポイント】

- 創出事業(A型)については、夜間・早朝に広く訪日外国人旅行者に地域を回遊していただき、滞在時間の増加や消費額の向上を図る観点から、一定のエリア内において、複数のコンテンツを夜間・早朝に活用する取組を応募の対象といたします。
- 創出事業(A型)については、文化庁・環境省と連携して、地域における夜間・早朝の活用を総合的に図る観点から、応募に当たっては、
  - ① 地域の美術館・博物館、文化財等
  - ② 地域の国立公園、温泉地等のいずれか又は①②双方を、既存の営業時間以外の夜間・早朝に活用することを全体の取組内容に含めてください。①②のいずれにも該当しない観光資源の夜間・早朝の活用を取組に関しても、取組内容の中に含めていただいても構いません。
- ①②の夜間・早朝における活用については、創出事業(A型)の応募前に、その活用について①②の管理者と合意できているか、又は合意に向けた事前調整を行うようにしてください。
- 創出事業(A型)の応募に際しては、夜間・早朝の複数のコンテンツ造成に加えて、それらを訪日外国人旅行者がどのように回遊していくかという動線設計や必要な交通手段の確保についても、併せて取組内容として記載してください。

#### 【創出事業(A型/B型)共通の募集に当たってのポイント】

- 応募に当たっては、必ず、「最先端観光コンテンツ インキュベーター事業」で取りまとめた、「ナイトタイムエコノミー推進に向けたナレッジ集(平成31年3月)」(<https://www.mlit.go.jp/common/001279567.pdf>)及び「夜間帯を活用した観光コンテンツの造成に向けたナレッジ集(令和2年3月)」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001335945.pdf>)をご参照ください。
- 応募に際しては、事業が令和3年度以降も継続して行う意向があることを前提といたします。
- 地方公共団体、民間事業者等で連携して事業を進める場合は、その連携体制を応募前に事業者間で構築・調整するようにしてください。
- 創出事業実施に当たり、食品営業や道路河川占用等の各種許認可を取得していることが必要な場合は、事業の応募前に許認可を取得しているか、又は許認可申請若しくは許認可申請先と事前調整を行うようにしてください。
- 訪日外国人旅行者が中・長期的に楽しむことができる夜間・早朝コンテンツの造成を目的としていることから、数日間のイベントやモニターツアーのみの実施、単なる広報素材のみの作成など、

訪日外国人の旅行消費額の増加や長期滞在への寄与度が低いと考えられるものについては、本事業の応募対象とはいたしません。

- また、造成する夜間・早朝のコンテンツについては、効果的な集客・プロモーション手法についても併せて検討し、訪日外国人の集客に向けた具体的な取組を記載してください。
- 夜間・早朝のコンテンツ造成に加えて、造成されたコンテンツへのアクセス可能性を高めるため、本事業を用いて追加的に、二次交通対策等の夜間の交通アクセスに関する課題解決を行う場合は、その取組についても含めて記載してください。
- コンテンツ造成と併せて、本事業を用いて、夜間も安心して楽しめる店舗への認証制度の導入や、夜間の見回りの導入等、夜間・早朝の訪日外国人の受入環境整備について取り組む場合は、その取組についても併せて記載してください。

### 3. 創出事業の実施に付随する業務

事業実施者には、本事業の実施に付随し、以下の業務にも取り組んでいただくことにご留意ください。

付随する業務についての詳細は、事業採択後に別途お知らせいたします。

#### (1) 事業計画書の作成

創出事業を実施するに当たり、民間有識者等の意見を踏まえ、観光庁及び観光庁が別途指定する事業事務局と調整の上、事業計画書を作成していただきます。

#### (2) 他地域への展開に向けたガイドライン等の作成

創出事業の対象とした観光コンテンツについて、評価・検証の結果得られた事業実施成果、改善点の抽出及び対応策等を踏まえ、観光庁では他地域への展開に向けたガイドライン等を策定し、地方公共団体・関係団体、民間事業者等へ展開を行う予定です。

事業実施者には、ガイドライン等の中で自らの創出事業に関連する部分の資料作成を行っていただくことがあります。なお、内容や分量に関しては観光庁及び観光庁が別途指定する事業事務局と協議の上で定めます。

#### (3) 事業報告書の作成

実施された創出事業に関する報告書を作成していただきます。本報告書では、事業の実施内容のほか、事業成果の検証結果や、事業の他地域への展開等を見据えたビジネスモデル検討結果等を取りまとめることといたします。なお、内容や分量に関しては観光庁が別途指定する事業事務局と協議の上で定めます。

### 4. 対象経費

#### (1) 創出事業において対象とする経費

創出事業において対象とする経費については、以下のとおりといたします。このうち、「1.応募主体」及び「2.募集対象事業」の要件を満たす事業活動を実施するために必要な経費であって、

適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。

- ① 創出事業の実施に関する取組  
(事業の企画・開発、夜間・早朝に係るコンテンツの実際の実施、事業で造成した商品及びサービスのアンケート調査等に要する経費)
- ② 情報発信・プロモーション  
(事業の魅力発信に向けた企画・開発・広報等に要する経費)
- ③ 夜間・早朝の交通アクセス等の充実・体制の構築  
(利用可能な交通アクセスの確保・発信、地域において夜間・早朝の安心・安全を確保する取組に要する経費)
- ④ 事業実施成果の検証  
(事業実施成果の検証、対応策の検討等に要する経費)
- ⑤ 事業計画書、他地域への展開に向けたガイドライン等及び事業報告書の作成
- ⑥ その他観光庁が必要と認める取組

## (2) 創出事業の委託に関する事項

創出事業の一部を応募主体以外の者に委託する場合には、事前に観光庁に可否を確認する必要があります。

また、事業の主たる部分(企画、実施、取りまとめ等)の委任はできません。

## (3) 創出事業の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁が精査し、事業完了後に事業者へ支出する精算払いとなります。次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外いたします。

### 【補足事項】

以下のような経費は対象といたしません。

- ① 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ② 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ③ 営利のみを目的とした活動
- ④ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ⑤ 応募主体における経常的な経費(事業実施者の人件費(ただし、本事業のために臨時で雇用する者(アルバイト)の賃金は除く)及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等)
- ⑥ 親睦会に係る経費

- ⑦ 振込手数料
- ⑧ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑨ その他本事業と無関係と思われる経費

#### 5. 創出事業の実施期間

原則として、観光庁が創出事業を採択した後、創出事業の実施に合意した時点から令和3年1月31日までの期間を、経費計上の期間といたしますが、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁が認めた場合は、この限りではありません。

ただし、事業完了後も、令和2年度末に開催を予定している成果報告会において創出事業の成果を報告していただくことや、令和3年度以降も事業の進捗について継続して調査をさせていただくことがあります。



### Ⅲ. 事業者の選定

#### 1. 事業実施者

##### (1) 選定方法・選定数

事業実施者の選定に当たっては、以下に示す「選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、観光庁・文化庁・環境省及び民間有識者により構成される選定委員会において選定を行います。

##### (2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施いたします。

###### ① 形式審査

- 応募主体が、「Ⅱ. 募集内容」の「1.」に掲げる要件を満たしていること。
- 応募活動が、「Ⅱ. 募集内容」の「2.」に掲げる要件を満たしていること。

###### ② 内容審査

応募内容に対し、次の各項目について審査いたします。選定委員会の各委員による評価が一定以上の事業に対し、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施いたします。

#### <審査における評価ポイント>

1) コンセプトの有効性	<b>【審査項目】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の観光戦略が申請書類に明記されており、これに適合した取組であること。</li><li>○ 地域の観光資源の特色を踏まえた夜間・早朝における活用方法が示されていること。</li><li>○ 創出事業のゴール・KPI設定が明確であること。</li></ul>
2) 誘客の蓋然性	<b>【審査項目】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 創出事業のターゲットとする訪日外国人旅行者像・日本人旅行者像(ペルソナ)が明確に設定されていること。</li><li>○ 創出事業に係るマーケティング戦略、誘客・プロモーション計画が具体的であり、有効性が認められること。</li></ul>
3) 実行力	<b>【審査項目】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 取組を進める上で必要となる行政機関等の許認可や地元等との調整が取れていること(又は取れる見込みであること。)</li><li>○ 事業実施主体に地域で面的に創出事業を実行する能力があり、そのための体制が整備されていること。</li></ul>
4) 継続可能性	<b>【審査項目】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 提案段階において、令和3年度以降の継続意思があること。</li><li>○ 創出事業を自ら継続させるための採算性の確保策が明確であること。</li></ul>

### (3) 審査における加点ポイント

創出事業の提案において以下の観点が含まれている場合は、加点要素といたします。

- 観光地域づくり法人(DMO)が申請主体である、又は密接に創出事業の実施に関与している。
- 地域が連携した夜間・早朝の活用の推進体制が敷かれている。
- 国費による創出事業と、それに関連する地域の取組との相乗効果が大きい。
- 文化施設・観光施設の開館時間を夜間・早朝に延長するとともに、カフェやキッチンカー等の併設を行い、付加価値を高めている。
- 訪日外国人向けのロングラン公演コンテンツが充実している。
- コンテンツ造成に当たり、ユニークベニユーの活用など場の整備の観点が含まれている。
- 地域における交通アクセスに関する効果的な課題解決手法が提案されている。
- 地域における夜間・早朝の活用に際して、安心・安全の確保を踏まえた提案がなされている。
- 創出事業のプロモーションに際して、OTA(Online Travel Agency)の活用や SEO(Search Engine Optimization)対策、ハッシュタグマーケティング等について具体的な戦略がある。

### (4) ヒアリングの実施

選定に当たり、応募内容についてヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施いたします。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

### (5) 選定結果の公表

選定結果については、観光庁、文化庁若しくは環境省又は観光庁が別途指定する事業事務局から、選定者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等について公表いたします。

## 2. 応募方法

申請書類は、紙媒体5部の郵送又は持込み、及び電子メールにより提出してください。

【宛先】 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課

担当:水野・南野・加藤

連絡先:電話 03-5253-8924(直通)

電子メール hqt-nighttime2020@mlit.go.jp

【応募する際の留意点】

郵送で資料を送付した際は、各申請者が観光庁に対して電話で送付連絡を行うものとしてください。

【応募期限】 令和2年5月11日(月曜日)消印有効又は17:00着

注: 当該期限までに観光庁が受領したものを有効として取り扱います。

【提出内容】 次の各書式をPDF形式にて作成してください。

- 様式1:応募申請書
- 様式2:応募団体概要書
- 様式3:創出事業の計画
- 様式4:内容審査評価表
- 様式5:必要経費の内訳

【その他、注意事項】

- 紙媒体(郵送又は持込み)及び電子メールの双方による提出をもって、受領したことといたします。
- 各様式は日本工業規格A列4版(A4)、また日本語で作成してください。
- 様式1の作成は原則「Microsoft Word」で作成し、様式2～5はPDFで読み込み可能なファイル形式で作成した上で、様式1～5までの内容をまとめて一つのPDF形式の電子ファイルにしてください。
- 郵送又は持込みにより提出された書類一式は、原則として返却いたしません。

## 3. 公募手続きに関する質問

【質問受付期間】

令和2年3月30日(月)～令和2年4月27日(月曜日)12:00(必着)

【質問方法】

電子メールにてお問い合わせください。

また、電子メール送付後は、観光庁に対して電話で受信確認を行うこととしてください(質問の様式は特に設けません。)

【宛先】

hqt-nighttime2020@mlit.go.jp

#### IV. 留意点

##### 1. 申請内容等について

- (1) 創出事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 創出事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 創出事業の選定を受けた組織や団体、協議会等は、選定通知を受けた後、当該創出事業の内容を変更する場合、又は創出事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に観光庁の承認を得なければならないことといたします。
- (4) 申請書に虚偽の記載を行った場合は、本申請を無効といたします。

##### 2. 事業期間中について

- (1) 創出事業の実施者は、観光庁、文化庁及び環境省並びに観光庁が別途指定する事業事務局から、実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、観光庁又は観光庁が委嘱する民間有識者から、事業内容や必要経費等についてコーチング(改善指導等)を実施することがあります。

##### 3. 事業完了後について

- (1) 創出事業の実施者は、事業完了後1週間以内に、「Ⅲ. 2.」の応募方法に記載している宛先まで次の書類を提出していただきます。  
(書類の様式は、事業実施者に対し別途指定いたします。)
  - 様式 6: 完了報告書
  - 様式 7: 精算報告書
  - 様式 8: 経費内訳報告書
  - 様式 9: 事業実施報告書
- (2) 事業実施者は、「夜間・早朝の活用による新たな時間市場の創出事業」において実施予定の中間報告会・成果報告会(令和2年度末の開催を予定)において、進捗状況や取組内容、成果を報告していただく可能性があります。
- (3) 事業完了後には、各地域における訪日外国人旅行消費額の拡大に向けた取組の参考となるよう、国等により当該事業のコーチング(改善指導等)内容や成果を公表し、各事業実施者においても当該事業の成果を対外的に情報発信していただくことを予定しております。なお、「3.(1)」において提出いただいた報告書を国において公開することがあります。
- (4) 令和3年度以降においても、観光庁が必要と判断した場合、本事業後に当該事業に係る報告を求めることや、関係者への事情聴取、事業成果の発表を求める場合があります。

##### 4. 事業経費・精算について

- (1) 応募申請時においては定量的な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」における報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を国が支払わない場合があります。
- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、観光庁が創出事業を採択した後、創出事業の実施に合

意した時点から令和3年1月31日までの期間といたします(ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると観光庁が判断した場合は、この限りではありません。)。このため、応募に要する経費等は、創出事業の採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。

- (3) 本事業は、観光庁における調査事業の一環として行うものであることに鑑み、事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (4) 既に提供されているコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、既に提供されているコンテンツそのものの実施費用は、経費の対象外といたします。
- (5) 創出事業の実施者は、当該事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業終了後1年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- (6) 選定を受けた事業実施者は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や採択された事業を遂行する等の義務が生じます。
- (7) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出いただき、対象経費であるかを観光庁が精査し、額が確定したのち、精算払いとなります。

#### 5. メディア等からの問合せ等について

- (1) メディア等から創出事業について問合せや取材があった場合、必ず観光庁又は観光庁が別途指定する事業事務局に報告をするとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送されるなどした際にも、必ず観光庁又は観光庁が別途指定する事業事務局にその内容をご報告ください。また、その報告の内容を事業実施報告書に含めてください。

#### 6. その他

- (1) 特定された創出事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (2) 創出事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりといたします。
  - ① 成果物に関する著作権<sup>\*</sup>、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。
  - ② 成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
  - ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
  - ④ 事業実施者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、

譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

- (3) 創出事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することといたします。
- ① 提供された情報、創出事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
  - ② 提供された情報、創出事業実施において知り得た情報については、令和4年3月31日以降速やかに全て消去する。
  - ③ 提供された情報、創出事業実施において知り得た情報については、日々厳重の管理体制のもと管理する。